## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	受印 `;																			[1	/2]
令和	年	月	日		住所(法)	又 <i>に</i> 人 の 店	場 マ	所)は	(〒 <b>7</b> : ❷ (法人) <b>広島</b> 県	の場合の	のみ公ま	きされま		番地								
				申		所	事務 在 i ナ)	地							(電話	番号		-	_		_	)
					納	税		地	(〒 7) 広島(				1779†	番地								
				請	( 7	リカ	ヺ ナ )	_ I_	<b>セ</b> タ イን ⊗	<b>ア</b> ‡					(電話	番号		-			_	)
					氏 名	又的	ま 名	称	瀬田	五月	月											
				者	(法)	人 の		)														
	市日七	_ 税務	署長殿		代 表			名 号						<u> </u>	1	1					1	1
公表 1 2 な	されま者(よ人)	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名: ない社 び2の	称 団等を ほか、	▲ 事項( <b>②</b> を除く。 登録る て公表し	)にま :号及で	あって <i>に</i> び登録 <sup>生</sup>	は、 拝月	本店又 日が公	は主表さ	たる! れまっ	事務所 け。	「の所	在地								ージで
( -	平成28 ※ 当	年法律 該申請	津第15 青書は、	号) 、所 <sup>2</sup>	求書発 第 5 条 得税法 日以前 l	の規算	定によ - 部を	るi 改i	改正後 Eする	の消 法律	費稅	法第	57条	の2	第 2	項の	規划	官に	より	申請	しま	す。
					期間の	10月1	日に	登鉤	はされる	ます。												
事	業	者	区	分	※ 次身	连 「登録	を提出す 录要件の 認」欄も	)確認	Z 課	税事	業者 して <sup>(</sup>	ださ	い。ま	ミた、1	免税事	免和	脱事!	業者 当す	i る場合	合には		い。
判定で 合はで この なか・	こより! 令和 5 º 申請書を ったこ	月31日 課税事業 年6月3 会提出つき とは、その	養者とた 0日) す ることだ を困難た	なる場 まででき な事情																		
税	理	士	署	名	税理:	上法人 士	. 長谷	F)  ÷	会計						(電話	番号	08	2 -	_ 2	72	_ 58	68 )
<b>※</b> 税 務	整理番号				部門 番号		申請	青年	月日			年	月	月	通	信	年		付 月		確認	
署処理		処理		年	月	日	番号確認				才元 崔認	□ 済 □ 未		確認 書類			- F/:	通知7	カード・	運転免	注 ) 	
欄	登 録	番 号	T <sub> </sub>		1 1			1		1	1											

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												名又			瀬田	五	.明						
	F	該当っ	ナる事	業者	か区	分に	芯じ、		こレド	卩を作	†し言	己載し	ノてく	くださ	(۱۷ <u>)</u>								
免税			成28	年法	律第	15号	属す ) 附 納税	則第	44条	第4	1項(	の規	定の	適用	を受	け。	よう	٤.	する	5事美	<b>美者</b>	する	法律
事		個	人		番	号														_		_	
業		事業			日(										法人	事	業	年	度	自	)	1	日
者		大内			は 設 (法 <i>J</i>					年		月	E	3	のみ記載				金	至		1	円
の		容等	事		 内	 容										貝	4		並				<u>—</u>
確		□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け												令和:					初 6年3	月 月 31日			
認		とるしてす業者											和		年		月		日				
登録要		課税事業者です。  ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。													ヽえ								
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)															$\bigvee$	はい		いい	え			
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して います。															はい		いい	・え				
参																							
考																							
事																							
項																							